事業主の皆様へ

ポイントは次の3つ

雇用の分野で、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」が令和6年4月1日から一部改正されます。

Point1

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

Ponit2

雇用の分野での合理的配慮の提供義務

募集及び採用時においては、障害のない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となる事情を改善する措置をとるなどの合理的配慮の提供が義務となります。

Point3

相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために必要な整備をすることや、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

対象となる障害者は、

・障害者手帳を持っている方に限定されません。

・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

茨城労働局・各ハローワーク

県内ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所　在　地	電　話　番　号	管　轄　区　域
水　戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029-231-6221	水戸市　ひたちなか市　那珂市 茨城町　大洗町　城里町　東海村
笠　間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296-72-0252	笠間市
日　立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294-21-6441	日立市
筑　西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296-22-2188	筑西市　結城市　桜川市
下　妻	〒304-0041 下妻市下妻乙124-2	TEL 0296-43-3737	下妻市　八千代町
土　浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	TEL 029-822-5124	土浦市　つくば市 かすみがうら市　阿見町
古　河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280-32-0461	古河市　境町　五霞町
常　総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297-22-8609	常総市　守谷市　坂東市 つくばみらい市
石　岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299-26-8141	石岡市　小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295-52-3185	常陸大宮市　常陸太田市 大子町
龍ケ崎	〒301-0041 龍ケ崎市若柴町1229-1	TEL 0297-60-2727	龍ケ崎市　取手市　牛久市 稲敷市　利根町　河内町　美浦村
高　萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293-22-2549	高萩市　北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299-83-2318	鹿嶋市　潮来市　神栖市　行方市 鉾田市